

7. 低入札調査基準価格の算出について

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

(1) 調査基準価格の算定方法

業種区分	調査基準価格の範囲	調査基準価格の算定方法(①~④の合計)				備考
		①	②	③	④	
(工事)						
工事	予定価格の 7/10 ~ 9/10	直接工事費の 9.5/10	共通仮設費の 9/10	現場管理費の 8/10	一般管理費の 5.5/10	H25.5.16 公告案件より
(測量・地質調査・コンサル業務)						
測量業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接測量費	直接調査費	諸経費の 4/10	-	
建築関係の建設コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	特別経費	技術料等経費の 6/10	諸経費の 6/10	
土木関係の建設コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	直接経費	その他原価の 9/10	一般管理費等の 3/10	
地質調査業務	予定価格の 2/3 ~ 8.5/10	直接調査費	間接調査費の 9/10	解析等調査業務費の 7.5/10	諸経費の 4/10	
補償関係コンサルタント業務	予定価格の 6/10 ~ 8/10	直接人件費	直接経費	その他原価の 9/10	一般管理費等の 3/10	

注) 消費税は別途計上

※コンサル業務等が含まれる工事については、工事の調査基準価格とコンサル業務の調査基準価格の合算とする。